

山口県自殺総合対策計画（第4次）（素案）に対する意見の募集結果について

提出意見とこれに対する県の考え方

- 1 意見の募集期間 令和5年12月18日（月）から令和6年1月17日（水）まで
- 2 意見の件数 1人 7件
- 3 意見の内容と県の考え方

（1）山口県自殺総合対策計画（第4次）（素案）の内容に関するもの（5件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	現在「自殺」という表現は使用回避が主流と認識しており、他語句使用の再検討をお願いする。	本計画は「自殺対策基本法」第13条に基づき策定するものです。 また、同条第1項で「国の自殺総合対策大綱」を勘案して定めるものとされており、法及び国の大綱と同様に原案の表現のままとします。
2	P1の数値目標で、「2026年までに2015年の自殺死亡率（20.0）を30%以上減少させ、14.0以下となることを目標とします」とされているが、直近2022年の山口県の自殺死亡率（P3（2）自殺死亡率の推移）は15.5となっている。 2015年（10年弱過去）の実績数値ではなく、直近数値の15.5を30%以上減少させることを、数値目標として設定するべきではないか。	本計画は「自殺対策基本法」第13条第1項で「国の自殺総合対策大綱」を勘案して定めるものとされています。 第4次計画は国から示された新たな大綱を踏まえ、第3次計画の見直しを行うものですが、新たな大綱においても、「2026年までに2015年の自殺死亡率を30%以上減少させることとする」旧大綱の数値目標が継続となっていることから、国と同様に第3次計画の数値目標を継続し、設定しています。
3	現在、2023年12月で、3年後の2026年までの数値目標を設定する一方で、計画の見直しはおおむね5年を目途に行うとしているが、不適切ではないか。	P2の「見直し時期」に記載していますが、社会経済情勢の変化や自殺をめぐる諸情勢の変化、計画の進捗状況を踏まえ、国の大綱の見直し時期を考慮し、おおむね5年を目途に見直しを行い、数値目標が達成された場合には、上記の見直し時期にかかわらず、数値目標を見直すこととしています。
4	経済的精神的「自死」に深く関係しているはずの「企業」についての考察及び対策が少ないと感じるため、施策への追加をお願いする。	今後の県の取組の方向性として「企業」への対策も含め、P27で勤務問題による自殺対策を更に推進することを記載していますが、いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。

5	第4次計画は、第3次計画の見直しを行うものとしているが、第3次計画からどこをどう変更したのかの記述が必要。	今後、おおむね5年間の計画を示すものであるため、前計画との比較という形での記載は行いません。
---	---	--

(2) パブリック・コメントの実施方法等に関するもの (2件)

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 17 案件、資料数十頁にもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は期間不足と感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。(「条例に則って」という場合は、「条例等」が「1 ヶ月固定絶対、1 回限定」としているかどうか明示願います。)</p> <p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p> <p>前述、当案件当時期意見募集実施理由への御返答が「県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。</p> <p>パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願い致します。</p> <p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間に案件集中」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、再度の意見募集の実施等の予定はありません。</p>

<p>同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p> <p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p> <p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p> <p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p> <p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。</p> <p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集、案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。「(県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p> <p>前述回答を「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」というのであれば、県条例に不備がありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に」申請願います。</p>	
---	--

<p>7</p>	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。(記事の場合は把握している範囲内でお願い致します)。</p> <p>今回の意見募集期間重複 16 件では、県民への Web 以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ (山口県広報)」への掲載案件と未掲載案件に分かれたと認識しています。</p> <p>広報手段が分かれた理由を明示願います。</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。</p> <p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分になされたかどうかの判断」(十分・不十分)を御明示願います。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。</p> <p>県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12/23の山口新聞)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
----------	---	--